

令和4年度宮城県持続的な食料システム構築に関する計画策定に係る業務 企画提案募集要領

令和4年度宮城県持続的な食料システム構築に関する計画策定に係る業務（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し、最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

第1 募集事項

- 1 委託事業名
令和4年度宮城県持続的な食料システム構築に関する計画策定に係る業務
- 2 業務内容
別紙「令和4年度宮城県持続的な食料システム構築に関する計画策定に係る業務仕様書」のとおり
- 3 契約期間
契約締結の日から令和5年1月13日まで
- 4 実施場所
宮城県内

第2 委託料の上限額

金968,000円（消費税及び地方消費税額88,000円を含む。）

第3 応募資格

- 1 企画提案に応募できる者に必要な資格は、次のとおりとする。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当する者でないこと。
 - (2) 宮城県内に活動拠点（本社または営業所等）を有していること。
 - (3) 地方税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
 - (4) 本業務の募集開始時から企画提案提出時までの間に、宮城県の「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（令和2年4月1日施行）」に掲げる資格制限の要件に該当する者でないこと。
 - (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされていない者（会社更生法に基づく更生計画認可の決定を受けている者を除く。）であること。
 - (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者（民事再生法に基づく再生計画認可の決定を受けている者を除く。）であること。
 - (7) 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定するもの）に該当しない者であること。
 - (8) 宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）に該当しない者であること。
 - (9) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）別表各号に規定する措置要件に該当しない者であること。

2 上記1を満たす1事業者を代表とする複数事業者による共同提案による参加も可能とするが、その場合は全事業者が上記1を満たさなければならない。

また、県は代表者とのみ委託契約を行うため、その他の参加者については、代表者との委託契約（宮城県との関係においては再委託に該当）により業務を行うこと。その場合においては、本業務全体の進行管理及びとりまとめ等は代表者の責任において行うものとする。

なお、再委託が必要となった場合は、事前に発注者と協議すること。

第4 スケジュール（予定を含む。）

1 企画提案募集開始	令和4年6月27日
2 企画提案書作成等に関する質問受付期限	令和4年7月7日
3 企画提案書作成等に関する質問への回答期限	令和4年7月11日
4 企画提案への参加申込期限	令和4年7月15日
5 企画提案書の提出期限	令和4年7月22日
6 企画提案書の選考（プレゼンテーション）	令和4年7月27日
7 選考結果の通知（予定）	令和4年7月下旬

第5 応募手続

1 企画提案書作成等に関する質問の受付

(1) 受付期限 令和4年7月7日（木）午後3時まで（必着）

(2) 提出方法

イ 指定様式（様式第1号）を用いて、電子メールにより提出すること。

ロ 電子メールアドレスは、下記のとおりとする。

noseise-f@pref.miyagi.lg.jp（宮城県農政部農業政策室企画調整班）

ハ 電話や口頭、受付期限以降の質問は一切受け付けない。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、令和4年7月11日（月）までに宮城県農業政策室のホームページに掲載する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接にかかわるものについては、質問者に対してのみ回答する。

また、質問の内容によっては回答しないこともある。

2 企画提案への参加申込

(1) 提出書類

イ 参加申込書（様式第2号） 1部

ロ 宣誓書（様式第3号） 1部

(2) 提出期限 令和4年7月15日（金）午後3時まで（必着）

(3) 提出方法 持参又は郵送とする。

(4) 提出先 宮城県農政部農業政策室企画調整班（宮城県行政庁舎10階南側）

3 企画提案書の提出

(1) 提出書類

イ 企画提案書（任意様式）：10部

※A 4版片面印刷（縦横は自由）。ページ番号付きとし、別紙企画提案書の構成に沿って提案内容を簡潔かつ分かりやすくまとめたものとする。電子媒体（電子メール、CD-R等）でも提出すること。

ロ 事業経費見積書（任意様式）：10部

※項目ごとに、数量、単位、単価を明示し、費用の内訳、積算根拠が分かるように記載すること。また、消費税及び地方消費税額の金額を算出し、合計金額を記載すること。

(2) 提出期限 令和4年7月22日（金）午後3時まで（必着）

(3) 提出方法 持参又は郵送とする（電子媒体は、電子メール、CD-R等）。

(4) 提出先 宮城県農政部農業政策室企画調整班（宮城県行政庁舎10階南側）

第6 書類提出先

宮城県農政部農業政策室 企画調整班

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号（宮城県行政庁舎10階南側）

電子メール：noseise-f@pref.miyagi.lg.jp

第7 業務委託候補者の選考

1 業務委託候補者の選考方法

県が設置する選定委員会において、提出書類及びプレゼンテーションの総合評価により審査し、各委員の評価点の平均が満点の6割以上となった提案者のうち、最高点をつけた委員数が多い提案者から順に順位を決定する。

また、採点の結果、最高点を付けた委員が同数いる場合は、各委員の評価点を合計した点数が最も高い提案者を業務委託候補者として選定する。

なお、提案者が多数の場合は、予め提出書類による予備審査を行った上で上位5者程度のみで提出書類及びプレゼンテーションによる本審査を行う。

ただし、新型コロナウイルス感染症等の影響により、企画提案者が出席しての選定委員会の開催が困難と判断した場合、WEB会議システム（Cisco Webex Meetings または Zoom ミーティング）を利用し、プレゼンテーション及び質疑応答を実施する。

2 選考

(1) 実施日 令和4年7月27日（水）※実施時間は別途定める。

(2) 実施会場 宮城県庁内会議室（仙台市青葉区本町3丁目8-1）※別途定める。

(3) 実施方法

イ 出席者は1提案につき3人以内とする。

ロ 1応募者あたりの持ち時間は25分以内（説明15分以内、質疑応答10分以内）とし、後日連絡する時間割により行うものとする。

ハ 事前に提出された書類に基づいてプレゼンテーションを行うこととし、追加資料の配付は原則として認めない。

ニ プロジェクタ等の使用を希望する場合は企画提案書を提出する際に申し出ること。なお、この場合、パソコンはプレゼンテーションを行う者が用意すること。

3 選考結果の通知

審査終了後は、書面にて、全ての企画提案者に審査結果を通知する。なお、審査・選定結果に関する質問や異議は受け付けないものとする。

4 提案者が1者又はない場合の取扱い

提案者が1者のみであった場合も審査を行い、評価点の平均が満点の6割以上となった場合に、業務委託候補者として選定する。

なお、業務を適切に実施できないと判断される場合又は企画提案者がいない場合は、再度、企画提案者を募集する。

第8 評価基準・配点

次の審査項目及び配点（合計50点）により行うものとする。

- 1 肥料・エネルギー分野の県内自給率を向上させた場合の県内への経済波及効果に関する調査
 - (1) 経済波及効果の算出内容、調査手法は妥当か（5点）
 - (2) 肥料・エネルギー分野の持続可能性に係る評価内容は妥当か（10点）
 - (3) 生産者、加工・流通事業者、小売事業者、消費者にわかりやすいものとなっているか（5点）
- 2 経済波及効果を確実に創出するための食料システム構築に係るポイントの整理
 - (1) 県の持続的な食料システムの構築に有用なものとなっているか（10点）
 - (2) 生産者、加工・流通事業者、小売事業者、消費者にわかりやすいものとなっているか（5点）
- 3 業務実施のスケジュール、実施体制について
 - (1) 業務実施スケジュールは適切か。（5点）
 - (2) 企画提案どおり業務を実施できる体制が整っているか。（5点）
- 4 類似業務の受託実績について
過去の類似業務における実績は十分か。（5点）

第9 失格事由

- 1 次のいずれかに該当する場合は、応募者を失格とする。
 - (1) 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合、又は文意が不明である場合
 - (2) 本募集要領等に従っていない場合
 - (3) 第7に示すプレゼンテーションに参加しなかった場合
 - (4) 同一の応募者が2つ以上の企画提案書を提出した場合
 - (5) 企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げた場合
 - (6) 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案を行った場合
 - (7) 既発表済の内容と酷似した提案を行った場合

第10 その他必要な事項

- 1 契約に関する条件等
 - (1) 本業務の実施に当たっては関係法令を順守するとともに、本業務による成果品については第

- 三者の知的財産権を侵害することなく、適正に履行すること。第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときは、解決に要する費用を含め、受託者の責任において解決すること。
- (2) 本業務による成果品の著作権は県に帰属するものとし、また、県は、本業務の成果品を、自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。また、媒体間の連携を推進するため、関係機関への提供など、二次的な利用も可能なように対応すること。
 - (3) 受託者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。
 - (4) 受託者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、県個人情報保護条例（平成8年宮城県条例第27号）を遵守しなければならない。

2 その他

- (1) 審査は提出された企画提案書等により行うが、提案受付後、提案内容について説明を求められることがある。
- (2) 提出された企画提案書等は、原則として、返却しない。
- (3) 提出された企画提案書等は、原則として、提出後の差替え、変更は認めない。
- (4) 企画提案書等の提出を取り下げる場合は、速やかに「取下願」（様式第4号）を提出すること。
- (5) 取下願の提出があった場合も、既に提出された企画提案書等は返却しない。
- (6) 企画提案に要する費用は、すべて提案者の負担とする。
- (7) 本業務により得られた成果は、全て県に帰属するものとする。
- (8) 企画提案に参加する事業者が企画提案を公正に執行することが困難であると認めるときは本公募型プロポーザル方式による実施を延期または取り止めることがある。
- (9) 本業務の実施に関して、業務委託候補者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、県と業務委託候補者で協議の上、決定する。また、業務委託の後、具体的な業務内容や進め方等については、逐次県と協議することとする。
- (10) 提出された企画提案書等は、行政文書となるため、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）による開示請求があった場合、個人情報や企業情報などの非開示部分を除き、開示することになる。
- (11) 本公募型プロポーザル方式の選定結果については、選定された候補者の名称、参加事業者の名称、点数等を公表する。

企画提案書の構成

企画提案募集要領に定める項目について、次のⅠからⅢに掲げる項目を含む構成により、具体的に提案すること。なお、提案内容は、見積金額の範囲内で実施する内容とすること。

Ⅰ 表紙

「委託業務名」、「事業者名」、「住所」、「代表者名」、「担当者名（所属・職・指名）」及び「連絡先（電話番号・FAX番号・電子メールアドレス）」

Ⅱ 目次

本文の項目及びページ番号を記載すること。

Ⅲ 本文

- 1 肥料・エネルギー分野の県内自給率を向上させた場合の県内への経済波及効果に関する調査
- 2 経済波及効果を確実に創出するための食料システム構築に係るポイントの整理
- 3 業務実施のスケジュール、実施体制
- 4 類似業務の受託実績
 - ・過去2年以内に行った主な類似業務
- 5 概算見積書